

第九十三回東京都港湾審議会

平成三十年七月二十五日（水）

於 都庁第二本庁舎三十一階特別会議室二十七

- 一 開 会
- 二 委員紹介
- 三 審議事項
 - (一) 東京港第八次改訂港湾計画の変更（案）について
 - (二) 東京港臨港地区及び同分区の指定、臨港地区の解除並びに分区の変更（案）
 - (三) 東京港港湾隣接地域の指定及び解除（案）
- 四 報告事項
 - (一) 第三十七回港湾環境整備負担金部会の報告
- 五 答 申
- 六 港湾局長挨拶
- 七 閉 会

出席者

学識経験者

元日本郵船株式会社 特別顧問 草刈隆郎

(一財) みなと総合研究財団 理事長 鬼頭平三

日本機械輸出組合 理事 橋本弘二

流通経済大学流通情報学部 教授 苦瀬博仁(欠席)

日本大学理工学部まちづくり工学科 准教授 押田佳子(欠席)

東京農業大学地域環境科学部造園科学科 教授 水庭千鶴子

首都大学東京経済経営学部 教授 松田千恵子

ジャーナリスト・環境カウンセラー 崎田裕子

敬愛大学経済学部 教授 根本敏則(欠席)

(一財) 沿岸技術研究センター 理事長 高橋重雄

港湾・海上公園利用者

(一社) 東京港運協会 会長 鶴岡純一

東京倉庫協会 会長 今井恵一

(一社) 日本船主協会 常務理事 小泉浩信(欠席)

(公社) 東京湾海難防止協会 特別参与 松本恭昇

東京港湾労働組合連合会 執行委員長 山田敏也

全日本海員組合関東地方支部 支部長 大山浩邦

(一社) 東京都レクリエーション協会 副会長 澤内隆

都民公募 田中一哉

港湾区域に隣接する特別区の区長

中央区長 矢田美英(代理)

港区長 武井雅昭

江東区長 山崎孝明(代理)

品川区長 濱野健(代理)

大田 区 長
江戸川区長

松原 忠義(代理)
多田 正見(代理)

東京都議会議員

東京都議会議員
東京都議会議員
東京都議会議員
東京都議会議員
東京都議会議員
東京都議会議員
東京都議会議員
東京都議会議員

入江 のぶこ
もり 愛
白戸 太朗
上野 和彦
高島 なおき(欠席)
あげ上 三和子
山口 拓

関係行政機関の職員

東京税関長
関東地方整備局長
関東運輸局長
東京海上保安部長
警視庁交通部長

藤城 眞(代理)
泊 宏(代理)
河田 守弘(代理)
糸井 一幸
田中 俊恵(代理)

東京都職員

港湾局長
技監
総務部長
港湾経営部長
臨海開発部長
港湾整備部長
企画担当部長
港湾振興担当部長
開発調整担当部長

斎藤 真人
小野 恭一
梅村 拓洋
藏 居 淳
中村 昌明
原 浩
相田 佳子
戸谷 泰之
山岡 達也

臨海副都心まちづくり推進担当部長

担当部長（総務課長事務取扱）

企画担当課長

矢部 信栄

深井 稔

伊藤 正勝

開 会 (午後三時〇分)

○伊藤企画担当課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第九十三回東京都港湾審議会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、そして厳しい暑さの中ご足労いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入りますまで、しばらくの間、私、総務部企画担当課長の伊藤が進行役を務めさせていただきますと思いますので、よろしくお願いたします。

本日の審議会は、所要時間約一時間程度を予定させていただきます。

また、本審議会は公開とさせていただきますので、ご了承のほど、よろしくお願申し上げます。

なお、報道の皆様へのお願いでございますが、写真の撮影につきましては冒頭から議事に入る前までの時間に限らせていただきますので、ご了承願います。

続きまして、審議会の進行に関するご案内をさせていただきます。

まず、お手元のマイクでございますが、ご発言の際には、手前のボタンを押していただきま

すと、ランプが赤く点灯いたしますので、その後、ご発言いただければと思います。再度、手前のボタンを押していただきますと、赤いランプが消えますので、ご発言が終わりましたらランプが消灯していることをご確認願います。

また、今回の審議会から、都で進めるペーパーレスの取り組みの一環といたしまして、机上のタブレット端末を活用した会議システムを導入させていただきたいと考えてございます。

まず、お二人の間に一台ずつ設置しております少し大きな画面のタブレットでございますが、こちらにつきましては説明箇所を表示しておりますので、自動で画面が切り替わる設定になってございます。

次に、お手元の少し小さいタブレットですが、こちらにつきましては説明箇所以外を自由にご覧いただくための端末です。

端末の左上、少し小さい文字になっておりますが、黒いところのファイル一覧というボタンを押していただきますと、閲覧可能な資料が一覧で表示されますので、資料名を選択していただくことで、ご自由にご覧いただけます。

お手元には操作ガイドも配付してございますので、ご参考にしていただければと存じます。

このほか机上には、次第、名簿と座席表を両面刷りした資料、今年度の東京港便覧、そして

海上公園計画図、海上公園ガイド、こちらを配付してございます。もし不足がございましたら事務局までお申しつけいただければと思います。すが、よろしいでしょうか。

またタブレット端末に關しまして何かご不明な点等ございましたら、職員が控えておりますので、お声かけいただければと思います。

なお、タブレット端末には、セキュリティー確保の都合上、外部機器の接続は禁止されておりますので、ご留意いただければと存じます。続きまして、本日の委員の出席状況をご報告申し上げます。

昨年十月、都民公募の委員でありました栗山由美様より審議会委員辞任の申し出がございました。こちらを受理しております。このため、現在三十六名の委員にて港湾審議会を運営してございます。

本日の出席状況でございますが、三十六名の委員に対しまして、委員及び代理出席の方を含めまして、現在で三十一名の委員の方に出席いただいております。よって、東京都港湾審議会条例第七条に定められている定足数である過半数に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきますと存

じます。

記者の皆様におかれましては、これ以降の写真撮影はご遠慮いただきますようお願いいたします。

それでは、草刈会長、以降の進行をよろしく
お願い申し上げます。

○草刈会長 草刈でございます。ただいまご紹介
をいただきました。

本日は、皆様方、ほんとうにお暑い中を、そ
して大変ご多忙の中をご出席賜りまして、まこ
とにありがとうございます。ほんとうに長い夏
になりそうなので、皆様のご健勝をお祈りして
おきたいと思えます。

早速でございますが、画面に表示されてお
ります次第に従いまして進めさせていただきます
と思います。

委員紹介

○草刈会長 まず、前回の審議会より、一部の委
員の方の交代がございましたので、事務局から
ご紹介をお願いいたします。

○伊藤企画担当課長 それでは、大変僭越ではご
ざいますが、前回の審議会時から交代し、新た
にご着任いただきました委員につきまして、私

からご紹介をさせていただきたいと存じます。
ご着席のままです。

東京倉庫協会の今井恵一委員でございます。
東京湾海難防止協会の松本恭昇委員でございます。

なお、日本船主協会の小泉浩信委員でございますが、本日は所用により欠席のご連絡を受けてございます。

続きまして、東京都議会議員の委員をご紹介します。

昨年七月の都議選以降、初めての港湾審議会でございますので、全ての都議の皆様をご紹介します。

入江のぶこ委員でございます。

もり愛委員でございます。

白戸太郎委員でございます。

上野和彦委員でございます。

あぜ上三和子委員でございます。

山口拓委員でございます。

なお、高島なおき委員でございますが、本日は所用により欠席のご連絡を受けてございます。

続きまして、関係行政機関の方々でございます。

東京税関の藤城眞委員でございますが、本日は伊藤企画調整室長が代理出席されておりま

す。

関東地方整備局の泊宏委員でございますが、
本日は石橋港湾空港部長が代理出席されてお
ります。

関東運輸局の河田守弘委員でございますが、
本日は野田次長が代理出席されております。

東京海上保安部の糸井一幸委員でございま
す。

警視庁の田中俊恵委員でございますが、本日
は交通部の布施交通規制課長が代理出席され
てございます。

続きまして、東京都側の紹介をさせていただ
きます。

港湾局長の斎藤でございます。

港湾局技監の小野でございます。

総務部長の梅村でございます。

港湾経営部長の藏居でございます。

臨海開発部長の中村でございます。

港湾整備部長の原でございます。

企画担当部長の相田でございます。

担当部長の深井でございます。

港湾振興担当部長の戸谷でございます。

開発調整担当部長の山岡でございます。

臨海副都心まちづくり推進担当部長の矢部
でございます。

以上でございます。

○草刈会長 ありがとうございます。新しくご着任をされました委員の皆様、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

審議事項

- (一) 東京港第八次改訂港湾計画の変更(案)について
- (二) 東京港臨港地区及び同分区の指定、臨港地区の解除並びに分区の変更(案)
- (三) 東京港港湾隣接地域の指定及び解除(案)

○草刈会長 それでは、諮問事項の審議に早速入らせていただきたいと思います。

既に都知事より本審議会に対して三件の諮問をいただいております。これらの案件をご説明していただいた後に、まとめてご意見とご質問等をお伺いしたいという段取りで進めたいと思います。

タブレットの画面をご覧くださいますと、資料一として、諮問書、東京港港湾計画の変更(案)の写しが表示されております。

まず、この諮問事項につきまして、説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願

します。

○原港湾整備部長 港湾整備部長の原でございます。東京港第八次改訂港湾計画の変更案の内容につきましてご説明をさせていただきます。

これから先、大変恐縮ではございますが、着座にて説明をさせていただきます。

今回の変更につきましては、二か所の海上公園の整備につきまして、旅客船埠頭計画及び港湾環境整備施設計画を変更するものでございます。

初めに、中部地区（十三号地）におけます旅客船埠頭計画の変更内容についてご説明いたします。お手元のタブレットに表示されております資料二―一をご覧ください。

今回の変更内容は、都民の皆様をはじめ、多くの人々が水との触れ合いの場に快適にアクセスできるよう東京港内の海上交通ネットワークの拡充を図るため、お台場海浜公園に小型栈橋一基を新たに港湾計画に位置付けるものでございます。

今回新たに位置付けます小型栈橋は、水上タクシーや屋形船等の利用を想定し、資料二―一、右下の図に赤色でお示ししているとおり、既設の小型栈橋の九十メートルほど南西側に新たに配置するものでございます。

なお、資料左下の図は既定計画をお示した

ものでございます。

今後、民間事業者等と連携を図りながら海上交通の活性化に取り組み、東京臨海エリアの魅力度をさらに高めてまいります。

続きまして、中部地区（有明）におけます港湾環境整備施設計画の変更内容についてご説明いたします。お手元のタブレットに表示されております資料二―二をご覧ください。

今回の変更内容は、東京港の水域環境の保全・再生を図るとともに、水生生物をはじめとした多様な生物の生息環境を創出するため、資料二―二、右下の図に赤色で縁取りをしました。波形マークでお示しをしており、有明親水海浜公園の入り江部に、砂浜等の海浜五百メートルを新たに港湾計画に位置付けるものでございます。

なお、左下の図は既定計画を示したものでございます。

今後、水域部と陸域部を一体的に整備し、多様な生物の生息環境を創出するとともに、都民が水辺に触れ合うことのできる水辺環境や良好な景観づくりを推進してまいります。

なお、資料三―一、東京港港湾計画書（案）につきましては、港湾法の施行令や港湾計画に関する省令に基づき、所定の様式で取りまとめさせていただきます。資料三―二、東京港港湾

計画資料（案）につきましては、計画内容にかかわる基礎的な資料を取りまとめたものでございます。後ほどご参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○草刈会長　ご説明ありがとうございます。

一件目の港湾計画の変更についてご説明をいただいたわけですが、説明を続け、その後質疑を伺うことにさせていただきます。画面に表示されている資料四として、諮問事項の臨港地区（案）と港湾隣接地域（案）の二件につきまして、続けてご説明をお願いいたします。

○藏居港湾経営部長　港湾経営部長の藏居でございます。私のほうから、東京港の臨港地区及び同分区の指定、臨港地区の解除並びに分区の変更ほか一件について、ご説明させていただきます。

これ以降は着座して説明させていただきます。

画面（資料四）には、知事からの諮問書が表示されています。

続きまして、画面（資料五―一）には東京港臨港地区及び同分区の指定、臨港地区の解除並びに分区の変更案が表示されております。

画面の左側、一、指定、解除並びに分区の変更の内容につきましては、都市計画法第八条及び港湾法第三十九条の各規定に基づきまして、臨港地区及び同分区の指定、解除並びに分区の変更を行うものでございます。

続きまして、二の指定、解除並びに分区の変更の理由につきましては、港湾の管理運営上必要な地域について、土地利用計画等に対応し、臨港地区及び同分区の指定、解除並びに分区の変更を行うものです。

三の指定、解除並びに分区の変更箇所につきましては、表のとおり、四か所ございます。

では、個別の案件につきましては、画面（資料五―一）の右側の別図でご説明いたします。

一件目は、一の臨港地区及び同分区の指定に掲げる大井ふ頭その一地区でございます。大井ふ頭その一・その二間を埋め立てたことによりまして、新たに臨港地区を商港区として、二十一ヘクタールを指定いたします。

平成十八年告示の東京港第七次改訂港湾計画において、同埋立地は、コンテナふ頭背後の物流機能強化に資するコンテナ関連用地として使用するものとしております。

二件目は、次に表示しました画面（資料五―二）左側、二、臨港地区の解除でございます。

当該地海側に防潮堤が整備され、防潮ラインの

見直しを契機としまして、背後の都市エリアと一体の利用が促進されております。このため、中央区勝どき五丁目における臨港地区の一部、〇・一ヘクタールの臨港地区を解除し、都市計画公園として利用いたします。

画面（資料五―二）右側に移りまして、三件目は、三、分区の変更、（一）大井ふ頭のその一地区でございます。

本件は、平成二十六年告示の東京港第八次改訂港湾計画における土地利用計画において、大井ふ頭その一地区の一部が緑地からふ頭用地に変更されました。このため、品川区八潮二丁目における臨港地区の分区、修景厚生港区四・八ヘクタールを商港区に変更いたします。

四件目は、次に表示した画面（資料五―三）左側、分区の変更（二）大井ふ頭その二地区、城南島でございますけれども、本件は、平成十八年告示の東京港第七次改訂港湾計画において、食品ふ頭の計画がなくなり、一般海上貨物を扱う港湾関係の倉庫用地として活用することから、ふ頭用地から港湾関連用地に変更されました。

このため、大田区城南島五丁目、六丁目における臨港地区の分区、特殊物資港区五・六ヘクタールを商港区に変更いたします。

画面（資料五―三）右側に参りまして、これ

ら四件の総括表として、四、臨港地区分區別の面積増減表にまとめております。今回の変更によつて臨港地区に、商港区、特殊物資港区、修景厚生港区に増減があり、臨港地区全体でも増加となり、総計一千四十九ヘクタールとなります。

なお、本件のうち臨港地区の指定解除につきましては、本審議会で答申を受けた後、東京都都市計画審議会の議を経て決定されることとなっております。

続きまして、タブレット画面(資料六)には、東京港港湾隣接地域の指定及び解除(案)が表示されております。

画面の左側、一、指定及び解除の内容につきましては、港湾法第三十七条第一項の規定に基づきまして港湾隣接地域を指定、解除するものでございます。

二の理由につきましては、埋立てのしゅん功に伴い、新たに造成された港湾区域に隣接する土地に港湾隣接地域を指定するとともに、港湾区域に隣接しなくなった地域について指定を解除するものでございます。

三の地域は、(一)アの大井ふ頭その一・その二間埋立地、及びイの中央区晴海四丁目地先埋立地になります。

次に、画面(資料六)右側の別図をご覧ください。

さい。両埋立地のそれぞれ朱色標示の部分を新規指定区域とし、緑色標示の部分を指定解除区域といたします。なお、青色の標示の部分は既に指定区域でございまして、今回変更はございません。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○草刈会長 ありがとうございます。

それでは、説明は一応ここで終わりますが、ここで事務局から関係区との調整状況、これについてご報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○伊藤企画担当課長 それでは、事務局から、各区との調整状況についてご報告させていただきます。

まず東京港港湾計画の変更案でございますが、こちらにつきましては港区及び江東区に意見照会を行いまして、ご了承をいただいておりますが、港区様からの付帯のご意見といたしまして、お台場海浜公園の小型栈橋新設につきまして、地域住民等への十分な説明の実施や、区が実施する防災訓練時等での利用について、ご要望を頂戴しております。

臨港地区につきましては、中央区、品川区、大田区に、港湾隣接地域については、中央区、大田区にそれぞれ意見照会を行い、ご了承をい

ただいております。

以上でございます。

○草刈会長　どうもありがとうございます。調整状況のご報告ということでございます。

それでは、ここで皆様からご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。どうぞご遠慮なく、ご発言のほどお願いいたします。

○武井委員　港区長の武井でございます。

最初のお台場海浜公園につきましては、今、地元意見ということでご紹介いただきました。そのとおりでございますが、今回のこの計画に対しましては、都心にあつての貴重な水辺空間を多くの人に楽しんでいただけるという意味で、大変歓迎しております。これでアクセスが向上しまして、また舟運による回遊性が向上するということは、観光面でも大変大きな効果を及ぼすのではないかとというふうに思っております。

それともう一点、防災についても要望させていただきます。いただきましたけれども、大規模な災害などで陸路が非常に輸送困難になるような場合、海上輸送の重要性というのに大変注目が集まっております。人も、また物資も、また海上からの輸送ルートというものも確保されれば、大変備えは厚くなるものというふうに考えております。そういう点からも、新しく計画されるこの

栈橋については、防災面での運用などについても、より役割を果たしていただけるようなものとなることを期待しております。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○草刈会長　どうもご意見ありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、どうぞ。失礼しました。

○あぜ上委員　本日提案されています審議事項についてはいずれも賛成でございますが、ちよつと二、三点、確認したい点があるので、発言させていただきます。

一つは、今お話がありました小型栈橋なんですけれども、今ご要望もありましたけれども、防災面での活用という点で、災害時の防災船着き場という、そういう認識でよろしいんでしょうか。そのことをちよつと確認したいと思いましたが。

それからもう一点は、有明の親水公園なんですけれども、先ほどのご説明では入り江部に海浜をつくっていくんだというご説明で、図面を見ますと二か所に分かれているんですが、安全対策が今後の課題になるんじゃないかなというふうに思っておりますが、その点どういうふうに現時点でお考えなのかということをお伺いさせていただければと思います。

あわせて、大体いつぐらいに完成の見通しを

持っていていらっしゃるのか、大体どのぐらいの費用がかかるのか、その点について教えていただきたいと思います。

あと一点、要望なんですけれども、先ほども住民の皆さんの説明会という、意見もよく聞いてほしいというお話もございましたが、有明の親水公園も、それから指定、解除の関係で出ています月島ふ頭の勝ちどきの一部のところですね。これもマンションがすぐ横にございます。そういう点では地域住民の皆さんにしっかりと説明をしていただくと同時に、住民の皆さんのご意見もよく聞いていただきたいなということとは要望しておきたいと思います。

○草刈会長 どうもありがとうございました。最後のところはご要望ということで認識をしていただきたいと思います。

あと、最初の三点のご質問について、事務局のほうからお答えをお願いします。

○中村臨海開発部長 委員の三点のご質問にお答えいたします。

まず一点目、棧橋についてでございますが、防災的に、防災船着き場になるのかどうかというご質問でございました。これについては、その方向で検討させていただきたいと思っております。

なお、このお台場については、既に一基、棧

橋がございまして、これについては既に港区さんと災害時における一時係留施設の提供に関する協定を結んでおりますので、新しくできる栈橋についても、これと同様の扱いにしていく方向で調整させていただければと、このように思っております。

それから二点目、有明の海浜の安全対策についてでございます。これについては、まず砂浜の部分に関しては、急激な水深の変化が伴わないと考えておりますので、他の公園と同様に、注意看板などで公園利用者への注意喚起を働きかけていきたいと、このように考えております。

また、護岸際になってしまう部分、こちらについては柵を設置するなどして、万全な安全対策をとっていききたいと、このように考えております。

それから、いつできるのかという質問でございます。資料二―一でございませけれども、西側と東側の二か所、今回海浜を設置する予定になっております。

まず西側のほうですけれども、こちらに関しては平成三十五（二〇二三）年の供用開始を予定しております。また東側については、平成三十七（二〇二五）年の供用開始を予定しております。

以上でございます。

○草刈会長 ありがとうございます。今のご回答でよろしゅうございますか。

○あぜ上委員 もしわかれば結構なんですけど、どのぐらいの費用がかかるのかというのがわかれば、教えてください。

○中村臨海開発部長 あくまで現時点のということですけども、現時点の概算では、西と東合わせまして、約二十二億円ぐらいかかるのではないかとこのふうを考えています。ただ今後、詳細に設計を詰めていき、できるだけ圧縮できるようにになれば、その方向で考えていきたいというふうに考えております。

○あぜ上委員 ありがとうございます。

○草刈会長 よろしゅうございますか。

○あぜ上委員 はい。

○草刈会長 それでは、ほかの方でご意見、ご質問のある方、どうぞお願いいたします。

どうぞ、お願いいたします。

○崎田委員 ありがとうございます。質問ではなくて意見ということで、一言申し上げたいと思います。

今回いろいろお話があった一つ一つは、私も賛成しております。それで、一言申し上げたいのは、私、東京オリンピック・パラリンピックの組織委員会が実施している街づくり・持続可

能性委員会のほうに参加をさせていただいて
おります。そこで持続可能な運営計画の策定に
関係をしてきたんですけれども、特にその中で、
低炭素、資源管理とか、いろいろな分野があり
ますが、大気、水、緑、生物多様性という、こ
の分野のところに関しても、その専門家の皆
さんが非常に、この東京港全体、あるいはそこ
が整備をしている全体の、今回資料をいただい
ている海上公園ですね、この全体の整備に関し
て大変期待をし、そこをしっかりやっていただ
くことで、自然環境と共生した都市の姿、ある
いは都市の姿と自然が共生するという、こうい
うことを、東京都民はもちろん、日本国内、そ
して世界に発信する大事な機会ということ、
しっかり整備を進めていただきながら、その後
の社会にもうまくつなげてほしいということ
を盛んにご発言されています。

やはりそういうことは今みんなが期待して
いることだと思いますので、一つ一つの細かい
変更をやっていくことが、大きな目標というか、
そういうことにつながっているんだという、そ
ういう全体のいろいろな発信を積極的にこれ
からの二年間やっていただければ、大変ありが
たい。そして社会に発信していただいて、活用
していけるような、そういう社会になっていた
だけばうれしいなと思います。

これはもう心からの要望です。よろしくお願
いいたします。

○草刈会長 どうもありがとうございました。

どうでしょうか、港湾局長から何か、ある
いはそちらから一言コメントしてくだされば
ありがたい。

○斎藤港湾局長 先生、ご意見ありがとうございます。
ます。海上公園につきましては、昨年、本会で
もご報告いたしました海上公園ビジョンとい
うものを策定いたしました中で、公園というの
はいろいろなパターンがあるんですけども、
賑わいをつくることを重点的に取り組むもの、
それから、今、崎田委員からお話ありました生
物多様性、こういったものに力を入れていくと
いうような取り組み、二つの柱の一つに掲げて
いるところでございます。

それとともに、港の運営、それからオリンピ
ックが二年後に迫っている中で、ここ数日を見
ましても大変暑いので、いろいろなご心配をい
ただくというような声も急速に高まっている
ところでございまして、これまでいろいろな私
どもが検討してきたものに加えて、オリン
ピック絡みでありましても組織委員会、それら
と協力をしながら、今回オリンピックが臨海部
の会場を主に使って行われるということは大
変アピールできる機会でもございますし、安全

対策をはじめ万全を期していかなければいけないというふうに理解をしておりますので、ただいまのご要望も含めまして、今後、港、それからこの地域が皆さんに受け入れられるように、我々それぞれの立場で力を尽くしてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○崎田委員 どうもありがとうございます。よろしく申し上げます。

○草刈会長 貴重なご意見ありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、ほかにご質問ございませんか。どうぞ、お願いします。

○白戸委員 すみません、質問なのか意見なのかちょっと微妙なところなんですが、このお台場の新しい小型栈橋一基、今回増やされるということで、基本的には、この計画自体、非常にこの一基で、今非常に混雑しているのを私も拝見しておりますので、必要かなというふうに思うんですけれども、もう一つ、「これと同じ」ことで、一基でも、これ、陸上部分が、特に日曜祭日はものすごく、栈橋に乗る前後、陸の部分が非常に混むんですね。

これが二つになると当然、ラッシュ時にはもっと人がたくさん集まってくるということなので、栈橋を設置することによって陸上のほう

の、受け入れ側の何か計画等々ございましたら、教えていただきたいと思います。

○草刈会長 それでは、事務局のほうからお願いします。

○中村臨海開発部長 台場の栈橋設置に伴う陸上部分についてのご質問でございますけれども、今回新たに一基増設することに伴いまして、陸上部分に何か増設するということに関しては、現時点では考えていません。ただ、今ご質問にありましたように、利用状況等を踏まえながら、どういうあり方がいいのかというのは今後検討していきたいというふうに考えております。

○白戸委員 ありがとうございます。非常にここは混み合って大変なところなので、ぜひ検討いただきたいと思います。

ありがとうございます。

○草刈会長 どうもありがとうございます。ぜひその点、頭の中に入れて計画を進めていただきたいと思います。よろしく願います。

それで、ほかにご質問ございますでしょうか。どうぞ、ご遠慮なく。

特にご質問がなければ、おおむね皆さんのご意見をいただいたということにさせていただきます。きたいと思います。

今お話を伺っておりますと、特にこれについての反対というご意見はありませんでしたの

で、お諮りをさせていただきます。

諮問事項については、原案をもって本審議会の答申といたしたいと存じますけれども、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○草刈会長 ありがとうございます。それでは、原案を適当と認めることとして、答申をさせていただきます。いただきますと思います。

報告事項

(一) 第三十七回港湾環境整備負担金部会の報告

○草刈会長 それでは、議事にもありましたけれども、報告事項に入らせていただきます。

報告事項は、第三十七回港湾環境整備負担金部会について、部会長の鬼頭委員から、ご報告をお願い申し上げます。

○鬼頭委員 部会長を仰せついております鬼頭でございます。着席のまま説明することをお許しいただきたいと思えます。

それでは、私のほうから、第三十七回港湾環境整備負担金部会の審議結果について、ご報告を申し上げます。

タブレットに資料七一が表示されてお

ます。順次、説明をしたいと思えます。画面の切り替えをお願いします。

平成三十年一月三十日付で、今表示されておりますように、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定につきまして、知事から当審議会に諮問がございました。

資料七―三でございしますが、これが諮問内容でございまして、負担対象工事の指定についてということ、平成二十九年度の負担対象工事に係る工事の種類、内容及び費用等に関する、一番上の欄にあります①から⑧までの各項目につきまして、部会におきまして慎重に審議を行いました。

その結果、東京都港湾審議会条例第八条の二に基づきまして、原案を適当と認める旨、答申をいたしましたので、同条例第八条第四項に基づき本審議会にご報告をさせていただきます。

以上で私の説明を終わります。

○草刈会長 どうもご報告ありがとうございます。

なお、本件港湾環境整備負担金につきまして、は、東京都港湾審議会条例の規定によりまして、部会の決議をもって審議会の決議とするという事になっておりますので、ご了承をいただきます。

それでは、報告事項に関しまして、皆様から

ご質問、ご意見を伺いたいと思います。どうぞ
ご遠慮なく、ご発言ください。いかがでしょう
か。

どうぞ、よろしく願います。

○入江委員 質問させていただきたいんですけれ
ども、こちら工事に要した費用というのがわり
あいと大きくりに書いてございまして、一件ご
との費用というものは明記されないものなの
でございましょうか。お伺いいたします。

○藏居港湾経営部長 告示に際しましては、個別
の工事の内容につきましましては表示されませ
んけれども、この負担金部会では個別の工事につ
いて議論いただきました、答申をいただいてお
ります。

以上でございます。

○草刈会長 よろしいですか。

○入江委員 かしこまりました。ありがとうございます。
います。

○草刈会長 それでは、どうぞ。よろしく願
います。

○水庭委員 すみません、私も質問で、九件が全
部まとまって書いてあつたりするんですが、ど
んな内容の整備だったか、簡単に教えていた
くことは差し支えないでしょうか。

○草刈会長 いかがですか。事務局のほうから。

○藏居港湾経営部長 種類が三つございまして、

一点目は、新しく工事を整備するようなものにつきまして事業費を掲げていまして、城南島海浜公園につきましては園路の整備等を行いました。それから新木場公園につきましても、既に開園している公園でございまして、この園路等の整備を行いまして、その総額が七千六百万余円ということになっております。

それから二点目は、これは維持管理工事関係でございまして、今回二十八年度の工事につきましては、九公園につきまして維持管理の工事を行いましたものでございます。その総額は一億百三十五万円でございます。

それから最後は、海上清掃に関する事業でございまして、これはいろいろな流木とかごみ、そういったものを委託事業で海上清掃をしております、その費用の経費でございまして、二億余円になっております。

以上でございます。

○草刈会長　そうすると、合計では幾らなんですか。足せばいいんでしょうけど。大体、要するに四億円程度という感じになるんですかね。そんな細かいところは、円単位では要りません。そんな感じ。

○藏居港湾経営部長　四億一千万余円でございます。

○草刈会長　さっきのご質問の趣旨で、いいんで

すか、それで。もう少し詳しいことを。

○水庭委員　せっかくペーパーレスになったので、資料とかがもうちよつとあってもよろしいかなと思います。ありがとうございます。

○草刈会長　できればこの九個のことについても、もうちよつと詳しくと、こういうご要望ですよね。

○水庭委員　そうですね、はい。

○入江委員　もう既にここに積み上がるまでに部会でしっかり質疑されているということなんですけど、今拝見すると九つが全部まとまって一億ということしかわかりませんので、少なくとも個別の数字は掲げていただいてもよろしいのではないかと思っております。お願いいたします。

○水庭委員　ありがとうございます。

○藏居港湾経営部長　その対応につきましては、また部会長とも相談しまして、この審議会での報告、説明の仕方につきましては調整させていただきます。

○草刈会長　もし可能であれば、後刻皆さんに少し詳細を、部会長とご相談の上、ノーテイスをしたらいかかと思しますので、よろしく願います。

○藏居港湾経営部長　はい、わかりました。

○草刈会長　鬼頭さん、よろしいですか。

○鬼頭委員 了解しました。

○草刈会長 ほかにご質問がありましたら、どうぞ。よろしゅうございますか。

それでは、ただいまの付帯的な資料の提出ということを一つの付帯案件といたしまして、これで報告事項を終わらせていただきたいと思います。

それでは、審議事項のほうですけど、今日の審議事項について、会長の私から答申書を斎藤局長にお渡しいたします。準備の都合がございますので、そのまま少々お待ちいただければと思います。

答申

○草刈会長 それでは、局長に、案件についてご説明いたします。

本審議会に対する三件の諮問については、いずれも原案を適当と認める。平成三十年七月二十五日、東京都港湾審議会会長、草刈隆郎。

この意見でございます。どうぞよろしく願います。

(答申書 手交)

港湾局長挨拶

○草刈会長　それでは、今日の審議事項、報告事項は全て終わったわけでございますが、閉会に当たりまして、齋藤局長から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○齋藤港湾局長　それでは、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

各委員の皆様方におかれましては、平素から東京港の港湾行政に関しまして、多大なご支援、またご協力を賜っておりますことを、改めて厚く御礼申し上げます。

ただいま草刈会長より、東京港港湾計画、東京港臨港地区及び東京港港湾隣接地域の合計三件の変更等に関する諮問につきまして、原案を適当と認める旨の答申をいただきました。委員の皆様方には、大変お忙しい中ご審議を賜りまして、まことにありがとうございます。

今回ご答申をいただいた内容は、海上公園の整備に伴い小型栈橋と海浜を港湾計画に位置づけるものと、大井ふ頭の埋立しゅん功に伴う臨港地区の指定や港湾隣接地域を変更するものなどございました。

今回の答申を適切に執行させていただきます

すとともに、今後も平成三十年代後半を目標年次とした第八次改訂港湾計画に沿った施策を着実に展開し、東京港の機能強化の取り組みを推進してまいります。

あわせて、開催まであと二年となります東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会に向けましても、大会に関係いたします大規模工事の完成と、そして大会時における港湾物流との両立、また国内外から来訪される多くの方々を迎えるための魅力的で快適な空間づくりにも対応していく必要があります。本日もさまざまなご意見を頂戴したところでございます。

今後も徹底した安全対策や工程管理に取り組みとともに、港湾利用者や地元区の皆様などと緊密に連携をとりながら調整を図りまして、臨海副都心の整備を進めてまいりたいと考えております。

ご列席の皆様方には今後とも東京港の振興のため、より一層のお力添えとご指導を賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございます。

○草刈会長 斎藤局長、まことにありがとうございます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了い

たしました。

長時間にわたりました。ご審議をいただきまして、まことにありがとうございます。私からも御礼を申し上げます。

最後に、事務局から連絡事項がございましたら、お願いします。

○伊藤企画担当課長 それでは、事務局より連絡事項を申し上げます。

本日の議事資料及び議事録につきましては、後日、当局ホームページに掲載してまいりますので、ご承知をお願いいたします。

最後になりますが、入庁時にお渡ししております入庁パス、こちらのＩＣカードです。こちらにつきましては、エレベーターをおりた後のセキュリティゲート通過時に必要となります。左右に二つのゲートが並んでおりますけれども、それぞれのゲートの右手にＩＣカードの投入口がございますので、そこにカードを入れるとゲートが開くという仕組みになってございます。ゲートの入場時はカードをタッチしていただくことで開きましたが、出る際にはカードを投入していただくという形になりますので、ご注意ください。

以上、事務局からの連絡事項でございます。

○草刈会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして港湾審議会を閉

会とします。皆様、円滑な議事運営にご協力を
いただきまして、まことにありがとうございます。
した。御礼を申し上げます。
以上でございます。

閉 会 (午後三時四十六分)

— 了 —